第四十条第二項の表中小企業退職金共済法施行規則第四十九条の項中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）」を「平成二十六年整備省令」に改め、同表に次のように加える。

中小企業退職金共済法施行規則附則第三条	第四十九条	平成二十六年整備省令第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第四十九条

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（割増金の割合の特例に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行規則（以下この項において「新規則」という。）附則第三条（第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、新規則附則第三条に規定する割増金のうちこの省令の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、当該割増金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

○農林水産省環境省令第二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

環境大臣　望月　義夫

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号及び第二十号、第十一条の二第一項第六号並びに第三十一条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

○経済産業省令第八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第八条第二号、第十二条第二項、第十五条第一項、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条の五並びに第四十五条第一項及び第二項の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　液化石油ガス用一般複合容器　プラスチックライナー製一般複合容器のうち、液化石油ガス（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とするものに限る。以下同じ。）を充塡するための容器（ケーシングを有するものに限る。）

第二条第十五号中「（炭素数三又は四の炭化水素を主成分とするものに限る。以下同じ。）」を削り、「充てんする」を「充塡する」に改める。

第八条第一項第十号ハ中「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器」を「及び圧縮水素運送自動車用容器」に改め、同条第二項第四号中「プラスチックライナー製一般複合容器」の下に「（液化石油ガス用一般複合容器を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二　液化石油ガス用一般複合容器

第八条第三項中「掲げる方式」を「定める方式」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前項第四号の二に掲げる容器　次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に刻印したものを、ケーシングの外面の見やすい箇所に取れないように貼付する方式とする。

イ　第一項第一号から第三号までに掲げる事項

ロ　液化石油ガス用一般複合容器である旨の表示（記号　ＣＳ）

ハ　第一項第五号から第七号までに掲げる事項

ニ　第一項第九号及び第十一号に掲げる事項

ホ　第一項第十五号に掲げる事項

ヘ　胴部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（記号　ＤＤ、単位　ミリメートル）

ト　保証トルク（記号　ＧＴ、単位　ニュートンメートル）

第十一条中「第四項」を「第五項」に改める。

第十二条の見出し中「充てんする」を「充塡する」に改め、同条中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十四条第一項第一号中「以下この条及び」を「次号及び」に、「及び第七号に掲げるもの」を「の溶接容器等及び第八号の液化石油ガス自動車燃料装置用容器」に改める。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第二条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「充てんに」を「充塡に」に改め、同号ロ中「充てんする」を「充塡する」に改め、同号ホ中「充てんする」を「充塡する」に、「充てん容器等」を「充塡容器等」に、「充てん用枝管」を「充塡用枝管」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものには、液化石油ガスを充塡しないこと。

第九条第二項第一号中「充てんは」を「充塡は」に改め、同号イ中「充てんする」を「充塡する」に、「充てんしない」を「充塡しない」に改め、同号ロ中「充てんする」を「充塡する」に改め、同号ハ及びニ中「充てんする」を「充塡する」に、「充てんを」を「充塡を」に、「過充てん防止装置」を「過充塡防止装置」に改め、同号ホ及びヘ中「充てんする」を「充塡する」に改め、同号ト中「充てんした」を「充塡した」に改め、同号チ中「充てんする」を「充塡する」に改め、同号に次のように加える。

ヌ　一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものには、液化石油ガスを充塡しないこと。

第十三条第二項に次の一号を加える。

五　一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものには、液化石油ガスを充塡しないこと。

第十九条第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものを、液化石油ガスの貯蔵に使用しないこと。

第四十八条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものを、液化石油ガスの移動に使用しないこと。

第四十九条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものを、液化石油ガスの移動に使用しないこと。

第五十八条に次の一号を加える。

十一　一般複合容器は、水中で使用しないこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。